

大阪府告示第144号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項の規定により、次のとおり管理有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

平成26年1月29日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 要届出管理区域
交野市大字私市3018番、3029番及び3031番1の各一部並びに3031番3地先から3039番4地先までの一部
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。）第48条の33第3項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類
ダイオキシン類